

年企発0620第1号
平成23年6月20日

地方厚生（支）局保険年金（年金）課長 殿

厚生労働省年金局
企業年金国民年金基金課長
(公印省略)

東日本大震災に伴う厚生年金基金及び国民年金基金の掛金等の納付期限等の指定について

東日本大震災に伴う厚生年金基金及び国民年金基金の掛金等の納付期限の延長については、「東北地方太平洋沖地震に伴う厚生年金基金及び国民年金基金の掛金等の納付期限の延長等に係る事務処理に関する指導等について」（平成23年3月29日年企発0329第2号企業年金国民年金基金課長通知）により厚生年金保険と同様に取り扱うことが望ましい旨を示したところである。

今般、「青森県及び茨城県における社会保険料及び労働保険料等に関する納付期限等を指定する件」（平成23年厚生労働省告示第180号。別紙参照。）により、青森県及び茨城県に所在する事業所の厚生年金保険の保険料等の延長後の納付期限等が下記のとおり定められたので、貴管下の基金の指導に特段の御配慮賜りたい。

記

1. 延長後の納付期限

平成23年7月29日

2. 延長後の納付期限が定められた対象地域

青森県、茨城県

※ なお、岩手県、宮城県及び福島県にあっては、別途告示により、納付期限が定められるものであり、別途通知すること。

3. 対象となる掛金等

平成23年3月11日～平成23年7月28日までに納付期限が到来する掛金等（平成23年2月分～平成23年5月分までの掛金等）



編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

- 寄附金控除の対象となる寄附金又は法人の各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入する寄附金を指定する件の一部を改正する件
(財務二〇四)
- 青森県及び茨城県における社会保険料及び労働保険料等に関する納期限等を指定する件(厚生労働一八〇)
- 国土交通省所管の補助金等の交付に関する事務の一部を地方整備局長、北海道開発局長及び沖縄総合事務局長に委任した件の一部を改正する件(国土交通六二二三)
- 指定装置を取り付けることができる自動車の範囲等に掲げる車名及び型式を追加した件(同六二四~六三六)
- 原動機付自転車の型式を認定した件(同六三七)
- 水路測量の実施に関する件(海上保安庁一一八)
- 海上における射撃訓練等を実施する件(防衛一三七)
- 〔規則〕
- 〔省令〕
- 東日本大震災に対処するための地方公務員等共済組合法の特例等に関する省令(経務五四)
- 東日本大震災に対処するための国家公務員共済組合法の特例等に関する省令(財務一七)
- 〔告示〕
- 警備業の要件に関する規則等の一部を改正する規則(国家公安委一〇)
- 〔内閣法務省〕
- 〔官庁報告〕
- 〔告示〕
- 電子署名及び認証業務に関する法律第九条第一項に規定する特定認証業務の変更の認定に関する件(総務・法務・経済産業三)
- 戸籍が滅失した件(法務一九九)
- 〔内閣法務省〕
- 〔官庁報告〕
- 〔告示〕
- 日本国政府、中華人民共和国政府及び大韓民国政府の間の三者間協力事務局の設立に関する協定の署名に関する件(外務一九七)

労働保険審査官及び労働保険審査会法第五条の規定に基づく関係事業主を代表する者の候補者の推薦について
(厚生労働省)

- 〔国家試験〕
- 平成二十三年度裁判所職員(裁判所事務官)採用一種試験(試験地那覇市)の再実施の公告(最高裁判所)
- 平成二十三年度裁判所職員(家庭裁判所官)採用一種試験(試験地那覇市)の再実施の公告(同)
- 平成二十三年度裁判所職員(家庭裁判所官)採用一種試験(試験地那覇市)の再実施の公告(同)
- 平成二十三年六月十日 裁判大臣 片山 善博
- 〔省令〕
- 東日本大震災に対処するための地方公務員等共済組合法の特例等に関する省令(地共済法の死亡に係る給付の決定の請求の特例) 第一条 地方公務員等共済組合法施行規程(昭和三十七年總理府・文部省・自治省令第一号)以下「地共済規程」という) 第百一条(地方公務員等共済組合法施行規則(昭和三十七年自治省令第二十号)以下「地共済規則」という) 第十二条の十第一項において準用する場合を含む)の規定により行う支払未済の給付の請求は、地方公務員等共済組合法(以下「地共済法」という)による給付の支払を受けるべきであった者でその支払を受けなかつたものが東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律(以下「法」という)第二十一条に規定する状態に該当するものであるときは、地共済規程第二条第二項第一号(地共済規則第十二条の十第一項において準用する場合を含む)に掲げる書類に代えて、その者が行方不明となつた事実又は死亡した事実を明らかにすることができる書類を併せて提出しなければならない。
- 2 地共済規程第二十二条の規定により行う理葬料及び家族埋葬料の請求は、組合員若しくは組合員であった者又は組合員の被扶養者が法第二十一条に規定する状態に該当するものであるときは、地共済規程第二十二条に代し書に規定する死亡の事実を証明する書類に代えて、これらの者が行方不明となつた事実又は死亡した事実を明らかにできる書類を併せて提出しなければならない。

○厚生労働省告示第百八十号
健康保険法(大正十一年法律第七十号) 第百八
十三条、船員保険法(昭和十四年法律第七十三号) 第百三十七条、厚生年金保険法(昭和二十九年法
律第百十五号) 第八十九条(児童手当法(昭和四
十六年法律第七十三号) 第二十二条第一項(平成
二十二年度等における子ども手当の支給に関する
法律(平成二十一年法律第十九号)。以下「平成二
十二年度子ども手当支給法」という。) 第二十条第
一項の規定により適用される場合を含む。) 又は厚
生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等
に関する法律(平成十九年法律第百三十一号。以
下「厚生年金特例法」という。) 第二条第八項の規
定によりその例によることとされる場合を含む)、障
害者の雇用の促進等に関する法律(昭和四十四
年法律第八十四号。以下「徴収法」という。) 第三
十条(失業保険法及び労働者災害補償保険法の一
部を改正する法律及び労働保険の保険料の徴収等
に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関
する法律(昭和四十四年法律第八十五号。以下「整
備法」という。) 第十九条第三項又は石綿による健
康被害の救済に関する法律(平成十八年法律第四
号。以下「石綿健康被害救済法」という。) 第三十
八条第一項の規定により準用される場合を含む) の
規定によりその例によることとされる国税通則
法(昭和三十七年法律第六十六号) 第十一条及び
国税通則法施行令(昭和三十七年政令第百三十五
号) 第三条第一項の規定に基づき、青森県、岩手
県、宮城県、福島県、茨城県における社会保険料
及び労働保険料等に関する納期限等を延長する件
(平成二十三年厚生労働省告示第六十六号) にお

いて別途厚生労働省告示で定めることとされ
る期日であつて、健康保険法、船員保険法、厚生
年金保険法、児童手当法(平成二十二年度子ども
手当支給法第二十条第一項の規定により適用され
る場合を含む。) 及び厚生年金特例法に基づく納付
又は徴収に関する期限のうち、次に掲げる地域に
所在地を有する事業所又は事務所(健康保険法に
基づく期限については、全国健康保険協会の管轄
する健康保険の適用を受ける事業所又は事務所に
限る。)の事業主、当該地域に住所地又は主たる事
務所の所在地を有する船舶所有者(船員保険法第
三条に規定する場合においては、同条の規定によ
り船舶所有者の規定が適用される者)、当該地域
に主たる事務所の所在地を有する厚生年金基金、
当該地域に住所地を有する厚生年金保険法附則第
四条の三第一項の規定による被保険者(同条第七
項ただし書に規定する事業主の同意がない者に限
る。)及び国民年金法等の一部を改正する法律(昭
和六十年法律第三十四号) 附則第五条第十三号に
規定する第四種被保険者並びに当該地域に住所地
若しくは事業所若しくは事務所の所在地を有する
厚生年金特例法第二条第一項に規定する対象事業
又は当該地域に住所地を有する同条第三項に規
定する役員に係るもの、障害者の雇用の促進等に
関する法律第二章第二節第二款の規定に基づく申
告書の提出、納付又は徴収に関する期限のうち、
当該地域に主たる事務所の所在地を有する事業主
に係るもの並びに徴収法、整備法及び石綿健康被
害救済法に基づく申告書の提出、納付又は徴収に
関する期限のうち、当該地域に所在地を有する事
業場の事業主若しくは平成二十三年三月十一日に
おいて、労働保険事務組合であつて当該地域にそ
の主たる事務所の所在地を有するもの(以下「特
定事務組合」という。)に労働保険事務を委託して
いる事業主又は特定事務組合に係るものについて
は、その期限が平成二十三年三月十一日から平成
二十三年七月二十八日までの間に到来するものに
ついて、平成二十三年七月二十九日とする。

平成二十三年六月十日

茨 城 県	指定 地域
厚生労働大臣 細川 律夫	